建設業の事業主の皆さまへ

# 建設業における 1年単位の変形労働時間制のポイント

1年単位の変形労働時間制とは、季節によって業務に繁閑が大きい場合に、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度です。

## 1 1年単位の変形労働時間制の概要

（イメージ図）

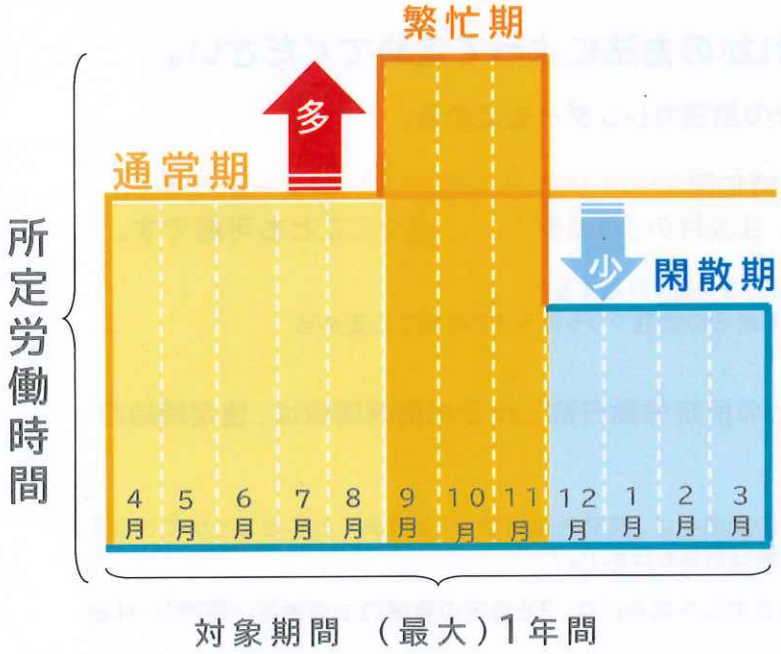


- 1年間を平均して、**1週40時間**となる範囲※で、**シフト作成のルールに則って**所定労働時間に凹凸をつけることができます。

  ※年間の所定労働時間を、**2,085時間**（法定労働時間の総枠）以内で設定する必要があります。

- 1週40時間、1日8時間を超える労働時間を設定した場合には、その設定した時間を超えた労働が時間外労働となります。

  ※変形労働時間制では、1週、1日の法定労働時間又は所定労働時間を超えた労働や、法定労働時間の総枠を超えた労働について、割増賃金を支払う必要があります。

- 積雪の度が著しく高い地域では、建設業の屋外作業者向けに、**シフト作成のルールに特例（積雪特例）が設けられています。**

積雪の度が著しく高い地域はこちらをご確認ください

## 2 シフト作成のルール

① 労働日数は**年間280日**まで

② 連続労働日数は原則**6日**まで（特に繁忙な場合は**12日**まで）

③ 労働時間は**1日10時間、1週52時間**まで

**積雪特例でも同様です**

④ 労働時間が48時間を超える週は**連続3回**まで

⑤ 対象期間を3か月ごとに区分した各期間で、労働時間が48時間を超える週は**3回**まで

**積雪特例では適用されません**

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 （R7.6）

# 3 1年単位の変形労働時間制の導入方法

## 1年単位の変形労働時間制について労使協定を締結してください

1年単位の変形労働時間制を導入するためには、就業規則への規定に加え、労使協定を締結して届け出ることが必要です。

参考資料もご参照の上、次の5項目を定めた労使協定を締結してください。

- 対象労働者の範囲
- 対象期間（1か月を超え1年以内の期間）及び起算日
- 特定期間（対象期間中特に繁忙な期間）※1
- 労働日及び労働日ごとの労働時間（勤務カレンダー）
- 労使協定の有効期間

参考資料はこちら

様式はこちら

**勤務カレンダーは、以下のいずれかの方法によって定めてください。**

① 労使協定締結時にあらかじめ1年分の勤務カレンダーを定める。

② ①が難しい場合は、**労使協定締結時に最初の1か月分の勤務カレンダーを定め、2か月目以降の勤務カレンダーは、当該月の30日前までに定めることも可能です。**

例：対象期間の開始日（労使協定の起算日）を4月1日とすると、
5月分の勤務シフトは4月1日まで、6月分の勤務シフトは5月2日までに定める

なお、②の方法による場合でも、月ごとの所定労働日数と所定労働時間数は、協定締結時に定める必要があります※2。

※1 特定期間を労使協定で定めることで、その期間中は、連続労働日数を12日までとすることができます。（特定期間の定めをしない場合は連続労働日数は6日まで。）

※2 時間外・休日労働を行う必要のある事由が生じた場合には、36協定の範囲内で労働者に時間外・休日労働をさせることができます。

## 1年単位の変形労働時間制について就業規則に規定してください

始業及び終業の時刻等は、就業規則に必ず記載しなければならない事項です。また、労働者を1年単位の変形労働時間制により働かせるには、労働契約上の根拠が必要です。

「モデル就業規則」を参考に、就業規則等に1年単位の変形労働時間制に関する規定を設けてください。

モデル就業規則

また、労使協定の内容については、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付ける、書面を交付する等の方法によって、労働者に周知することが必要です。

## 締結した労使協定と変更した就業規則とを所轄労働基準監督署に届け出てください

ご不明な点は、都道府県労働局・労働基準監督署、働き方改革推進支援センターまでお問い合わせください。

労働基準監督署

働き方改革推進支援センター

## 勤務カレンダー例❶　夏に猛暑が続く地域の場合（その1）

猛暑の時期は1週の所定労働時間を30時間まで減らし、
秋～年度末を繁忙期として1週の所定労働時間を48時間とする場合

休暇

### 4 April

1週40時間

1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：176時間

### 5 May

1週40時間

1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：176時間

### 6 June

夏期
1週35時間

1日の所定労働時間：7時間
1月の所定労働時間：147時間

### 7 July

猛暑
1週30時間

1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：138時間

### 8 August

猛暑
1週30時間

1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：96時間

### 9 September

夏期
1週35時間

1日の所定労働時間：7時間
1月の所定労働時間：154時間

### 10 October

繁忙期
1週48時間

1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：216時間

### 11 November

繁忙期
1週48時間

1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：200時間

### 12 December

繁忙期
1週48時間

1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：192時間

### 1 January

6H
繁忙期
1週48時間

1日の所定労働時間：8時間
（土曜1回は6時間）
1月の所定労働時間：190時間

### 2 February

繁忙期
1週48時間

1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：192時間

### 3 March

繁忙期
1週48時間

1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：208時間

夏期（6、9月）
　週所定労働時間　35時間
猛暑（7、8月）
　週所定労働時間　30時間
繁忙期（10～3月）
　週所定労働時間　48時間
それ以外（4、5月）
　週所定労働時間　40時間

| | |
|---|---|
| 年間労働日数 | 276日 |
| 年間休日数 | 89日 |
| 年間総労働時間（所定） | 2085時間 |
| 1週あたり平均 | 39時間59分 |

※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。

## 勤務カレンダー例❷　夏に猛暑が続く地域の場合（その2）

**週休2日を確保しつつ、猛暑の時期は1週の所定労働時間を20時間まで減らし、秋～年度末を繁忙期として1週の所定労働時間を47.5時間とする場合**

休暇

### 4 April
1週40時間
1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：176時間

### 5 May
1週40時間
1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：176時間

### 6 June
夏期
1週40時間
1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：168時間

### 7 July
猛暑
1週20時間
1日の所定労働時間：5時間
1月の所定労働時間：95時間

### 8 August
猛暑
1週20時間
1日の所定労働時間：5時間
1月の所定労働時間：60時間

### 9 September
夏期
1週40時間
1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：176時間

### 10 October
繁忙期
1週47.5時間
1日の所定労働時間：9.5時間
1月の所定労働時間：218.5時間

### 11 November
繁忙期
1週47.5時間
1日の所定労働時間：9.5時間
1月の所定労働時間：190時間

### 12 December
繁忙期
1週47.5時間
1日の所定労働時間：9.5時間
1月の所定労働時間：190時間

### 1 January
繁忙期
1週47.5時間
1日の所定労働時間：9.5時間
1月の所定労働時間：190時間

### 2 February
繁忙期
1週47.5時間
1日の所定労働時間：9.5時間
1月の所定労働時間：190時間

### 3 March
繁忙期
1週47.5時間
1日の所定労働時間：9.5時間
1月の所定労働時間：209時間

猛暑（7、8月）
　週所定労働時間　20時間
繁忙期（10～3月）
　週所定労働時間　47.5時間
それ以外（4～6、9月）
　週所定労働時間　40時間

| | |
|---|---|
| 年間労働日数 | 242日 |
| 年間休日数 | 122日 |
| 年間総労働時間（所定） | 2038.5時間 |
| 1週あたり平均 | 39時間06分 |

※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。

## 勤務カレンダー例③　冬に多くの積雪が見られる地域の場合（その1）

積雪地域で降雪期の1週の所定労働時間を30時間まで減らし、
その他の月を繁忙期として1週の所定労働時間を50時間とする場合

休暇

1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：220時間

1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：220時間

1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：210時間

1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：184時間

1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：128時間

1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：220時間

1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：230時間

1日の所定労働時間：10時間
月の所定労働時間：200時間

1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：108時間

1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：102時間

1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：120時間

1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：132時間

降雪期（12月、1月～3月）
　週所定労働時間　30時間
繁忙期（4～6月、9～11月）
　週所定労働時間　50時間
それ以外（7、8月）
　週所定労働時間　40時間

| | |
|---|---|
| 年間労働日数 | 246日 |
| 年間休日数 | 119日 |
| 年間総労働時間（所定） | 2074時間 |
| 1週あたり平均 | 39時間46分 |

※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。

## 勤務カレンダー例❹　冬に多くの積雪が見られる地域の場合（その2）

積雪地域で降雪期の1週の所定労働時間を24時間まで減らし、
その他の月を繁忙期として1週の所定労働時間を50時間とする場合

休暇

1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：220時間

1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：220時間

1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：210時間

1日の所定労働時間：9時間
1月の所定労働時間：207時間

1日の所定労働時間：9時間
1月の所定労働時間：144時間

1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：220時間

1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：230時間

1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：200時間

1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：108時間

1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：78時間

1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：96時間

1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：108時間

降雪期（12月）
　週所定労働時間　30時間
降雪期（1月～3月）
　週所定労働時間　24時間
繁忙期（4～6月、9～11月）
　週所定労働時間　50時間
それ以外（7、8月）
　週所定労働時間　45時間

| | |
|---|---|
| 年間労働日数 | 234日 |
| 年間休日数 | 131日 |
| 年間総労働時間（所定） | 2041時間 |
| 1週あたり平均 | 39時間08分 |

※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。